

広資料第239号
令和4年11月1日
教育部文化振興課
市民情報提供資料

武蔵村山市民会館の指定管理者候補者について（報告）

このことについて、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会から、令和4年10月31日付で別紙のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、申請団体のうち不選定となった団体については、その名称を伏せております。

令和4年10月31日

武蔵村山市教育委員会 殿

武蔵村山市教育委員会公の施設の
指定管理者候補者選定委員会
委員長 池谷 光二

武蔵村山市民会館の指定管理者候補者について(報告)

このことについて、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱(平成19年武蔵村山市教育委員会訓令(甲)第1号)第2条の規定に基づき、武蔵村山市民会館の指定管理者候補者を選定したので、別紙のとおり報告します。



武蔵村山市教育委員会公の施設
の指定管理者候補者について（報告）
（武蔵村山市民会館）

令和4年10月

武蔵村山市教育委員会公の施設の
指定管理者候補者選定委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 募集及び審査の経過	2
3 申請状況	3
II 審査の結果	4
1 審査の方法	4
2 審査の結果	5
3 審査の講評	7
III 参考資料	9
1 指定管理者募集要項	11
2 選定委員会設置要綱	29
3 選定委員会委員	31
4 選定委員会選定要領	33

はじめに

本報告書は、武蔵村山市民会館（以下「市民会館」という。）の指定管理者候補者の選定に関し、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査の経過及び結果等について報告するものです。

市民会館においては、平成 20 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、現在の協定が令和 5 年 3 月 31 日で終了することとなっています。

そこで、今般、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間の管理運営を委ねるため、指定管理者の公募を行った結果、2 団体から応募がありました。

選定委員会は、公募に応じて申請をした団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者候補者として選定し教育委員会に報告するため、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成 19 年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第 1 号）に基づき設置されたものです。

選定委員会の会議は、令和 4 年 9 月 14 日（水）及び同年 10 月 11 日（火）に開催し、申請団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類及びプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、最も評点が高い団体を指定管理者候補者として選定しました。

ここに、申請団体に深く感謝しますとともに、選定された団体には、指定管理者として提案内容に沿った十分な成果をあげられるよう期待するものであります。

令和 4 年 10 月

武蔵村山市教育委員会公の施設の 指定管理者候補者選定委員会

委員長	池谷 光二
職務代理者	諸星 裕
委員	神子 武己
委員	西原 陽
委員	岩瀬 成朋
委員	間瀬 勝一
委員	山本 和輝

(順不同)

I 審査の経過

1 対象施設

武蔵村山市民会館（武蔵村山市本町一丁目17番地の1）

2 募集及び審査の経過

期 日	経 過
令和4年7月1日(金)	市報及びホームページで公募開始、募集要項の配布開始
令和4年7月8日(金)	現場説明会・施設案内会の開催 ※9団体参加
令和4年7月1日(金) ～7月14日(木)	質問書の受付
令和4年7月29日(金)	質問書への回答
令和4年8月8日(月) ～8月18日(木)	指定申請の受付 ※2団体申請
令和4年9月14日(水)	第1回選定委員会 1 委員長職務代理者の指名について 2 選定委員会の会議の取り扱い等について (1) 選定委員会の会議の非公開 (2) 選定委員会選定要領等の制定 (3) 選定委員会の会議の進め方等 3 武蔵村山市民会館指定管理者候補者の選定について (1) 募集の経過等 (2) 書類による審査 4 その他
令和4年10月11日(火)	第2回選定委員会 1 武蔵村山市民会館指定管理者候補者の選定について (1) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施 (2) 審査及び選定（採点・選定・講評） 2 報告書（案）の検討について 3 その他

3 申請状況

次の2団体から指定申請書の提出がありました。

- ● ● ● ● ● ●

- 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

II 審査の結果

1 審査の方法

選定委員会では、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会選定要領に基づき、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）と申請団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）による審査を経て選定を行いました。

選定に当たって、第1次審査では申請団体が募集要項に示された応募資格等を満たしているかどうかの確認を行い、申請団体が2団体のため、提出書類の採点を行わず第1次審査通過団体としました。

第2次審査の方法は、第1次審査通過団体が20分以内で提出書類の説明（プレゼンテーション）を行い、引き続き委員による10分程度の質疑応答を行いました。その後、各委員が審査基準に基づき個別に採点（20項目・各5点満点）を行い、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）を基に、審査基準の項目ごとに点数の妥当性を委員の合議により検討し、評点の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定しました。

[応募資格等]

(1) 応募資格

法人その他の団体であること（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）。

(2) 応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人
- ② 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は

第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの
- ⑦ 国税又は地方税を滞納しているもの

2 審査の結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を武蔵村山市民会館の指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者

団体名： 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

所在地： 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

代表者： 橋本 鉄司

武蔵村山市民会館指定管理者候補者選定基準〔審査基準〕－ 審査結果 －

選 定 基 準	評 定	
	指定管理者 候補者	A団体
1 適正な管理運営が確保されるものであること 【25点】	17.5	16.6
(1) 団体の運営方針、経営理念がさくらホールの管理運営にふさわしいものか。	3.7	3.4
(2) 市民の平等な利用が見込めるか。	3.6	3.6
(3) 施設利用者の増加のための取組みは積極的か。	3.6	3.6
(4) 管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。	3.6	3.0
(5) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	3.0	3.0
2 施設の効用を効果的に発揮させるものであること 【35点】	25.2	24.2
(1) 受託事業の計画内容は適切か	3.4	3.6
(2) 芸術・文化活動を行う団体等を育成する事業の提案は適切か。	4.1	3.6
(3) 自主事業の計画内容は適切か。	3.9	3.3
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	3.6	3.7
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	3.7	3.3
(6) 苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。	3.1	3.1
(7) 喫茶コーナーの運営方法は適切か。	3.4	3.6
3 管理運営の効率化を図るものであること。 【20点】	12.8	12.0
(1) 総合的に収支予算（5年間）が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。	3.4	2.7
(2) 経費節減のための方策は適切か。	3.1	3.0
(3) 収入増加のための方策は適切か。	3.3	3.3
(4) 管理運営経費の設定は適切か。	3.0	3.0
4 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 【20点】	14.8	13.9
(1) 法人等の経営・財務状況は健全か。	3.6	3.7
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（基本方針、人員配置、採用・研修計画等）は十分なものか。	3.9	2.9
(2) 指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	3.4	3.3
(4) 芸術・文化活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績を有しているか。	3.9	4.0
合 計 点 数 【計100点】	70.3	66.7

3 審査の講評

本選定委員会において、厳正な審査を行った結果、選定基準値の合計評点が過半点を超えたので申請団体を武蔵村山市民会館の指定管理者候補者として選定いたしました。

指定した団体は、14年間の運用実績に基づく現実的プランにより当該施設を効率的に管理運営できること、市内団体との連携や社会包摂の取組の強化など地域社会への貢献を根差した事業運営を行うことで適正に管理運営が図れる団体であると評価しました。

一方、今後期待する点としましては、継続している強みとして施設の優位性を活かし、提案された内容を適正に実行して利用者数、入場者数における集客率等施設の管理運営の向上を図っていただきたいとのことでした。

また、指定管理者の選定とは別の話になりますが、指定管理業者が長期間に渡り受託されていることが懸念される。選定時に提案された内容を適正に実行し、指定管理されているか、不透明になってしまわないよう2、3年に一度外部評価を受けるべきとの意見もいただきました。

選定された団体においては、本講評を着実に実現するため、創意工夫により、利用者に対して質の高いサービスの提供に努めていただき、本市の文化・芸術の発信施設としてさらなる努力を期待するとともに、指定管理者の評価の時期等についても検討することとし、講評といたします。

Ⅲ 参考資料

1 指定管理者募集要項

○武蔵村山市民会館（さくらホール）指定管理者募集要項

2 選定委員会設置要綱

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

3 選定委員会委員

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会委員名簿

4 選定委員会選定要領

○武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会選定要領

(参考)

○武蔵村山市民会館指定管理者候補者選定基準〔審査基準(参考)〕

武蔵村山市民会館（さくらホール）

指定管理者募集要項

武 蔵 村 山 市

目 次

公募の趣旨	1
第1 施設の概要	1
1 施設の名称及び所在地	1
2 施設の設置目的	1
3 施設の規模等	1
第2 管理運営の条件	2
1 管理運営の基本方針	2
2 指定予定期間	2
3 指定管理者が行う業務	2
4 受託事業	2
5 自主事業（指定管理者による事業）	3
6 管理運営の基準	3
7 管理運営に要する経費	5
8 市と指定管理者の責任分担	6
9 指定管理者による事業評価	7
第3 公募及び申請	7
1 公募の日程	7
2 公募及び申請の手続	8
第4 指定管理者候補者の選定	11
1 選定方法	11
2 選定基準	12
第5 指定管理者の指定及び協定の締結	13
1 指定管理者の指定	13
2 協定の締結	13
3 留意事項	13

武蔵村山市民会館（さくらホール）指定管理者募集要項

公募の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）では、武蔵村山市民会館（さくらホール）（以下「さくらホール」という。）の管理運営について、利用者サービスの向上及び効率化を図るため、平成 20 年度から指定管理者制度を導入しており、現在の協定が令和 5 年 3 月で終了するため、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年武蔵村山市条例第 20 号。以下「通則条例」という。）第 2 条の規定に基づき、さくらホールの管理運営を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を公募します。

なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」及び「管理業務要求水準書」を参照してください。

第 1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町一丁目 1 7 番地の 1

2 施設の設置目的

さくらホールは、幅広く文化活動の振興に努め、薰り高い特色ある市民文化の創造を図るため、優れた芸術・文化にふれる機会や場を提供するとともに、市民の多様で自主的な文化活動の支援や人材育成を目的として設置したものである。

3 施設の規模等

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 4 階 建築面積 3,607 m ² 延床面積 7,854.39 m ²
敷地面積	7,173 m ²
設置年月日	昭和 58 年 11 月 3 日
施設の概要	(1) 1 階：事務室、展示室、集会室、会議室、研修室、和室、休養室、遊戯室、調理室、保育室、リハーサル室、楽屋（5 室）、浴室 (2) 2 階：大ホール（1,032 席（車椅子席含む。)) 小ホール（258 席（車椅子席含む。)) 喫茶コーナー (3) 3 階：調光室、音響室

	(4) 4 階：映写室 (5) 地下1階：電気室、機械室 (6) その他：駐車場（約100台収容）、エレベーター（乗用11人用・車椅子仕様）
運 営 状 況	別紙「武蔵村山市民会館収支状況表」参照

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

- (1) 施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めること。
- (2) 公の施設としての役割を十分認識し、サービスの提供に当たっては、公平な取扱いをすること。
- (3) 創意工夫により、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービス向上を図るとともに、費用対効果の高い効率的・効果的な施設運営に努めること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う業務

- (1) さくらホール（喫茶コーナーを含む。）の運営に関する事（さくらホールの利用の許可及び利用の制限等に関する事を含む。）。
- (2) さくらホールの施設、設備及び物品の維持及び保全に関する事。
- (3) さくらホールの清掃その他環境整備に関する事。
- (4) その他市長が特に必要と認める事。

※ 詳細は、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」のとおり。

4 受託事業

指定管理者は、別紙「武蔵村山市民会館（さくらホール）管理運営仕様書」第2-1-(1)「芸術・文化の普及・振興に関する業務」に係る事業を「受託事業」として実施するものとする。この場合において、指定管理者は料金を徴収することができるものとするが、その額は、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるも

のとする。

なお、応募の際企画・提案された指定予定期間の初年度における受託事業については、実施の可否、徴収する料金の額等に関し、協定の締結の際、改めて協議するものとする。

5 自主事業（指定管理者による事業）

指定管理者は、さくらホールの設置の目的の達成に寄与し、市民サービスの向上に資すると認める事業を、一般利用者の施設利用への影響に配慮しながら、自主企画し、又は他の団体と共催して「自主事業」として実施することができる。ただし、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施するものとする。また、自主事業の実施に当たり、指定管理者は料金を徴収することができるものとするが、その額は、あらかじめ市と協議し、その承認を受けるものとする。

なお、応募の際企画・提案された指定予定期間の初年度における自主事業については、実施の可否、徴収する料金の額等に関し、協定の締結の際、改めて協議するものとする。

6 管理運営の基準

(1) 休館日

休館日は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

① 毎月の第1月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（イに掲げる期間内にあるものを除く。）に当たるときは、その翌日

② 12月28日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前9時から午後10時までとする。

なお、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(3) 利用の許可等

指定管理者は、武蔵村山市民会館設置条例（昭和58年武蔵村山市条例第16号。以下「設置条例」という。）及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則（昭和58年武蔵村山市規則第22号。以下「設置条例施行規則」という。）の定めるところにより、利用の許可又は不許可及び利用の取消し等を行う。

(4) 職員の配置基準

指定管理者は、さくらホールの管理運営業務の履行と責任体制を確保し、さ

くらホールを安定して運営するため、必要な職員を配置するものとする。この場合において、次に掲げる職員は必ず配置しなければならない。

- ① 常勤の施設長（館長相当職）
- ② 舞台操作技術者
- ③ 電気・機械運転技術者

(5) 個人情報等の保護及び情報公開における指定管理者の責務

① 個人情報等の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第 30 号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

② 情報公開

指定管理者は、さくらホールの管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成 18 年武蔵村山市条例第 20 号）に準拠した規程を設けるものとする。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令、条例、規則及び本募集要項を遵守するものとする。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、武蔵村山市行政手続条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 11 号）その他の行政関連法規
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法規
- ③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ④ 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
- ⑤ 設置条例及び設置条例施行規則
- ⑥ 通則条例及び武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年武蔵村山市規則第 38 号。以下「通則条例施行規則」という。）
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- ⑧ 武蔵村山市個人情報保護条例及び同条例施行規則（平成 18 年武蔵村山市規則第 25 号）
- ⑨ 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成 18 年武蔵村山市規則第 27 号）
- ⑩ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ⑪ 武蔵村山市環境基本条例（平成 16 年武蔵村山市条例第 15 号）
- ⑫ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）

7 管理運営に要する経費

指定管理者は、さくらホールの管理運営に必要な経費を利用料金、受託事業、自主事業等の収入のほか、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。

指定管理料の額は、応募者の提案事項とする。

(1) 利用料金制

① 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、利用料金は、指定管理者の収入とする。

② 利用料金の決定

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めるものとする。

③ 利用料金の減免

ア 指定管理者は、設置条例施行規則で定めるところにより、利用料金を減免するものとする。

イ アに定めるほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て、利用料金を減免することができる。

ウ ア及びイの規定により利用料金を減免した場合において、減免した額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

④ 利用料金の返還

指定管理者は、既納の利用料金を返還しないものとする。ただし、設置条例施行規則に定める要件に該当するときは、返還することができる。なお、利用料金を返還するときは、既に收受した利用料金から支出するものとする。また、返還した額に相当する額を指定管理料として交付することはないので留意すること。

(2) 指定管理料の額

① 指定管理料の額は、申請団体が算定して提案するものとし、提案された額を基本として、毎年度予算の範囲内で、支払の時期、手続等とともに、協定書で定めるものとする。

② 指定管理料の算定上の留意事項

ア 受託事業に係る事業費

「受託事業」に係る事業費は、4,000万円を限度とし、この額の範囲内で事業を企画、提案すること。なお、限度額を超える提案は、失格とする。

イ 利用料金収入

利用料金の額については、別紙「武蔵村山市民会館収支状況表」により推計し、収入として計上すること。また、指定期間の最終年度に收受した次年度分の利用料金は、次期指定管理者に引き継ぐことになるので留意すること。

ウ 喫茶コーナーの売上げ及び飲料水等の自動販売機の売上げ手数料は、指定管理者の収入とする。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料に不足又は剰余が生じても、原則として精算は行わない。ただし、修繕料については、原則として、各年度末に精算する。

(4) 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。

なお、当該経費及び収入については、専用の口座で管理すること。

8 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次の表のとおりとする。詳細については、協定の締結の際に定める。

項 目	市	指定管理者
施設の運營業務（施設の運営、苦情処理、喫茶コーナーの運営等）		◎
自主事業の実施	○ (額の承認)	◎
施設の維持管理業務（清掃、施設保守点検、設備法定点検、日常的修繕、警備、樹木管理、駐車場管理、安全衛生管理、光熱水費支出等）		◎
施設等の利用の許可、不許可、許可の取消し等		◎
利用料金制に伴う料金徴収業務	○ (額の承認)	◎
災害時対応（待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等） ※1	○ (指示等)	◎
災害復旧	◎	
施設設備等の大規模修繕（50万円以上）	◎	
備品管理 ※2		◎
利用者に対する賠償責任	◎	◎
包括的管理責任	◎	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理する。新規に購入を要する備品については、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。

なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

9 指定管理者による事業評価

指定管理者は、サービス水準の維持・向上の確認と評価のため、次に掲げるところにより自己評価を実施し、その結果を市に提出するものとする。なお、詳細については、協定書で定める。

(1) 利用者アンケート

利用者の意見や要望、利用者の満足度を把握するため、指定管理者が自らの責任と費用により、利用者アンケートを実施する。

(2) 施設運営に関する自己評価

次に掲げる区分に応じて、チェックシートにより自己評価を行う。

- ① 管理運営体制等に関すること。
- ② 管理運営に関すること。
- ③ 経理に関すること。

(3) 利用者アンケート、自己評価の実施時期等

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより実施するものとする。

- ① 利用者アンケート 半期に1度（9月）
- ② 施設運営に関する自己評価 四半期に1度（6月、9月、12月及び3月）

第3 公募及び申請

1 公募の日程

内 容	期 日
募集要項の公表及び配布	令和4年7月1日（金）～7月14日（木）
現場説明会・施設案内会の開催	令和4年7月8日（金）
質問書の受付	令和4年7月1日（金）～7月14日（木）
質問書への回答	令和4年7月29日（金）（予定）
申請の受付	令和4年8月8日（月）～8月18日（木）
第1次審査（書類審査）	令和4年9月上旬（予定）
第1次審査結果通知	令和4年9月中旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和4年10月上旬（予定）
選定結果の通知及び公表	令和4年10月中旬（予定）
市議会による指定議決	令和4年12月（予定）
指定管理者の指定	令和4年12月（予定）
市と指定管理者との協議	令和5年1月～3月
協定の締結	令和5年3月

2 公募及び申請の手続

(1) 募集要項の公表及び配布

① 公表・配布期間

令和4年7月1日（金）から同月14日（木）（土・日曜日を除く。）まで

② 公表・配布方法

武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎2階）及び市ホームページにおいて募集要項を公表、配布する。

(2) 現場説明会・施設案内会の開催

さくらホールの現況、指定管理者が行う業務及び申請方法等について、現場説明会・施設案内会を次のとおり開催する。

① 日 時 令和4年7月8日（金）

受 付 午後1時30分から

開 会 午後2時

② 場 所 さくらホール 会議室1・2

住 所 〒208-0004 武蔵村山市本町一丁目17番地の1

③ 申込方法

現場説明会・施設案内会参加申込書（指定様式1）に必要事項を記入の上、前日午後5時までに、郵送、ファクシミリ又はE-mailで、武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎2階）まで申し込むものとする。

住 所 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電 話 042-565-1111（内線652）

ファクシミリ 042-566-2619

E-mail gakyusy@city.musashimurayama.lg.jp

④ その他

申請予定団体は、必ず現場説明会・施設案内会に参加すること。参加していない団体からの申請は受け付けない。

参加人数は、各団体2名以内とする。

必要書類（募集要項、仕様書等）は、参加団体が事前に用意し、当日持参すること。

(3) 質問書の受付及び回答

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり質問書を受け付け、回答する。

① 受付期間

令和4年7月1日（金）から同月14日（木）（土・日曜日を除く。）まで

② 送付方法

質問事項は、質問書（指定様式2）によりファクシミリ又はE-mailで送

付するものとする。電話又は口頭では受け付けない。

③ 回答方法

回答は、原則として令和4年7月29日（金）までに市ホームページ上に公表するとともに、質問のあった団体に対し、ファクシミリ又はE-mailにて行う予定。

(4) 申請の受付

① 受付期間

令和4年8月8日（月）から同月18日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎2階）

住 所 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電 話 042-565-1111（内線652）

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）で提出するものとする。ファクシミリ又はE-mail等による提出は認めない。

※ 選定結果通知書を送付するため、送付先を明記し、簡易書留郵便相当の切手420円を貼付した角型2号封筒を1部提出すること。

④ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）。ただし、指定管理者候補者として選定された団体は、後日、7部追加して提出する。

(5) 応募資格等

① 応募資格

法人その他の団体であること（法人格の有無は問わず、共同事業体も可とする。）。

② 応募制限

法人その他の団体又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

イ 役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 地方自治法第294条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

オ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は

第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなるもの
カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの
キ 国税又は地方税を滞納しているもの

③ 共同事業体による応募

ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。

イ 単独に応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができる。

ウ 共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

エ 応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団体について適用する。

(6) 申請書類

① 指定管理者指定申請書（通則条例施行規則第 1 号様式）

※ 共同事業体による応募の場合は、申請者欄に共同事業体の名称等を補記すること。

② 事業計画書（5 年間）（指定様式 3）

③ 収支予算書（5 年間）（指定様式 4）

④ 共同事業体に関する書類

※ 共同事業体による応募の場合に提出すること。

ア 共同事業体協定書兼委任状（指定様式 5）

イ 共同事業体構成員表（指定様式 6）

ウ 各構成団体の業務分担等詳細な事項を定めた共同事業体協定書（様式任意・参考）

⑤ 添付書類

※ 共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出すること。

ア 定款、寄附行為又はこれらに類するもの

イ 法人の登記事項証明書（法人の場合）

ウ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近 3 年間）

エ 法人等の概要（指定様式 7）

※ 団体の組織、沿革及び様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付する。

オ 財産目録及び営業報告書（事業報告書）又はこれに類するもの（直近 1

- 年間)
- カ 市税、都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書（直近 1 年間）
- キ 就業規則又はこれに準ずる定め
- ク 指定管理者の指定申請誓約書（指定様式 8）

(7) 留意事項

① 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

② 応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

③ 接触の禁止

申請団体は、本件について関係する市職員及び選定委員会委員と接触（現場説明会・施設案内会、申請書の提出、第二次審査における質疑応答等、正当な行為を除く）してはならない。

市は、申請団体による接触の事実が認められた場合には、当該団体を失格させ、又は指定管理者の指定を取り消しことができる。

④ 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者制度による施設の管理内容の公表及びその他市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ウ 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第 4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部の有識者を含む武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、通則条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、最も評点が高い団体を指定管理者候補者に選定する。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された申請書類により、全ての申請団体について審査を行い、原則として複数の団体を選定する。

審査結果については、全ての申請団体に通知する（令和4年9月中旬を予定）。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過団体について、提出された事業計画書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行い、指定管理者候補者を1団体選定する（詳細は、第1次審査通過団体に対し、後日連絡する。）。

(3) 選定結果の通知等

武蔵村山市教育委員会は、選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者候補者を選定する。

選定結果については、全ての申請団体に通知するとともに、指定管理者候補者の名称等を公表する。

2 選定基準

(1) 適正な管理運営が確保されるものであること。 (25点)

- ① 団体の経営方針、経営理念がさくらホールの管理運営にふさわしいものか。
- ② 市民の平等な利用が見込めるか。
- ③ 施設利用者の増加のための取組みは積極的か。
- ④ 管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。
- ⑤ 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。

(2) 施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (35点)

- ① 受託事業の計画内容は適切か
- ② 芸術・文化活動を行う団体等を育成する事業の提案は適切か。
- ③ 自主事業の計画内容は適切か。
- ④ 利用者に対するサービス向上策は適切か。
- ⑤ 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。
- ⑥ 苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。
- ⑦ 喫茶コーナーの運営方法は適切か。

(3) 管理運営の効率化を図るものであること。 (20点)

- ① 総合的に収支予算（5年間）が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。
- ② 経費節減のための方策は適切か。
- ③ 収入増加のための方策は適切か。
- ④ 管理運営経費の設定は適切か。

(4) 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。 (20点)

- ① 法人等の経営・財務状況は健全か。
- ② 施設の管理業務に係る職員体制（基本方針、人員配置、採用・研修計画等）は十分なものか。

- ③ 指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。
- ④ 芸術・文化活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績を有しているか。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体は、令和4年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和4年12月を予定）。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者とさくらホールの管理業務に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの指定管理料等を定めた「年度協定」を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の実施の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

(1) 基本協定の主な項目

- ① 指定期間に関する事項
- ② 施設及び備品に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 事業評価に関する事項
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する事項
- ⑦ 損害賠償に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑩ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ① 当該年度の事業実施に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 修繕料に関する事項
- ④ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合は、市はその指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害について賠償するものとする。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市はその指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。また、指定期間が終了したとき、指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

① 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

② 指定期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、さくらホールの管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りでない。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

(8) 愛称の使用

指定管理者は、武蔵村山市民会館の愛称である「さくらホール」の呼称を用いるものとする。

(9) 施設予約システム

会議室等については、市が運用している公共施設予約システムにより予約管理を行うものとし、当該システムで管理していない施設については、指定管理者が保有している施設の予約管理等のシステムを使用することができる。

① 公共施設予約システムにより予約管理している施設

研修室、会議室、集会室、展示室、保育室、実習室、和室、遊戯室

② 公共施設予約システムにより予約管理していない施設

大ホール・小ホール・リハーサル室

(10) 問い合わせ先

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課（武蔵村山市役所第二庁舎2階）

電話 042-565-1111（内線652）

ファクシミリ 042-566-2619

武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の選定委員会を置くことができる。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、条例第2条の規定による公募に応じて条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も相当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長の職にある者
- (2) 企画財政部長の職にある者
- (3) 教育部長の職にある者
- (4) 当該公の施設の所管部長の職にある者。ただし、その者が前号に掲げる者と同一の者であるときは、当該公の施設の所管課長の職にある者とする。
- (5) 当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する3人の者

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、非公開とする。

3 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(任期)

第7条 第3条第2項第5号の委員の任期は、当該公の施設に係る指定管理者が指定された日をもって満了する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委訓令(甲)第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日教委訓令(甲)第1号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
いけ や こう 池 谷 光	要綱第3条第2項第1号	教育長の職にある者
かみ こ たけ 神 子 武 し己	要綱第3条第2項第2号	企画財政部長の職にある者
もろ ほし ゆたか 諸 星 裕	要綱第3条第2項第3号	教育部長の職にある者
にし はら あきら 西 原 陽	要綱第3条第2項第4号	当該公の施設の所管課長の職にある者※
いわ せ なる 岩 瀬 成 とも朋	要綱第3条第2項第5号	東京税理士会立川支部所属
ま せ しょう 間 瀬 勝 いち一	要綱第3条第2項第5号	公益社団法人全国公立文化施設協会所属
やま もと かず 山 本 和 き輝	要綱第3条第2項第5号	学校法人東京経済大学専任講師

要綱：武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

※要綱第3条第2項第4号

当該公の施設の所管部長の職にある者。ただし、その者が前号に掲げる者と同じの者であるときは、当該公の施設の所管課長の職にある者とする。

武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定要領

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成19年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市教育委員会公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 選定の対象施設

武蔵村山市民会館

2 選定委員会の委員

選定委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏 名	区 分	備 考
いけ や こう 池 谷 光 じ 二	教育長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	教育長
かみ こ たけ 神 子 武 し 己	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	企画財政部長
もろ ほし ゆたか 諸 星 裕	教育部長の職にある者 (要綱第3条第2項第3号該当)	教育部長
にし はら あきら 西 原 陽	当該公の施設の所管部長の職にある者 ※ただし、その者の前号に掲げる者と同一の者であるときは、当該公の施設の所管課長の職にある者とする。 (要綱第3条第2項第4号該当)	文化振興課長
いわ せ なる 岩 瀬 成 とも 朋	当該公の施設の管理に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する3人の者 (要綱第3条第2項第5号該当)	東京税理士会立川支部所属
ま せ しょう 間 瀬 勝 いち 一		公益社団法人全国公立文化施設協会所属
やま もと かず 山 本 和 き 輝		学校法人東京経済大学専任講師

3 選定の基準

選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 適正な管理運営が確保されるものであること。
- (2) 施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理運営の効率化を図るものであること。
- (4) 管理運営を安定して行う能力を有するものであること。

第3 審査及び選定

1 指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第2条の規定による公募に応じて同条例第3条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

2 審査及び選定の方法

(1) 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容により複数の団体を選定し（以下「一次審査」という。）、一次審査通過団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション（以下「二次審査」という。））及び質疑応答をもとに選定する二段階審査により行う。

(2) 説明（プレゼンテーション）

各申請団体からそれぞれ20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

(3) 審査基準

審査は、募集要項第4の2の選定の基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付すことにより行う。

(4) 審査及び選定の手続

一次審査通過団体による説明（プレゼンテーション）の終了後、各委員は審査基準に基づき個別に審査及び採点を行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が最も高い申請団体を指定管理者の候補者として選定する。ただし、評点の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

評点の最も高い申請団体が2以上あるときは、委員の合議により、申請

内容の総合評価を行い、最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

武蔵村山市民会館指定管理者候補者選定基準〔審査項目の着眼点〕

選 定 基 準	着 眼 点
1 適正な管理運営が確保されるものであること	
(1) 団体の運営方針、経営理念がさくらホール の管理運営にふさわしいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の実情を理解し、地域の活性化に繋がる方針か。
(2) 市民の平等な利用が見込めるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか。 ・ 一部の利用者を不当に優遇していないか。
(3) 施設利用者の増加のための取組みは積極的か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用を促進させる方策がとられているか。 ・ 管理運営業務と受託事業及び自主事業の両立は図られているか。
(4) 管理運営業務全般について、自らチェック・評価する仕組みは適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な体制が整っているか。
(5) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開を行うための措置及び個人情報を保護するための措置は具体的か。
2 施設の効用を効果的に発揮させるものであること	
(1) 受託事業の計画内容は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスのとれた事業内容か。
(2) 芸術・文化活動を行う団体等を育成する事業の提案は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現可能な方策が練られているか。
(3) 自主事業の計画内容は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスのとれた事業内容か。 ・ 実現可能な事業内容か。
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスを向上させるための体制は十分か。 ・ 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制か。
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望の的確な把握の方策及び実現性。
(6) 苦情受付及び危機管理（防災、防犯、その他緊急時の対応）体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平な苦情受付であるか。 ・ 具体的な体制が整っているか。
(7) 喫茶コーナーの運営方法は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の要望に応えられるものか。 ・ 営業時間・メニュー等は実態に即して現実的か。

3 管理運営の効率化を図るものであること	
(1) 総合的に収支予算(5年間)が適切で、管理運営の効率化が図られる見込みがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費等は適切か。
(2) 経費節減のための方策は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費の縮減が諮られているか。 ・ 経費の縮減が利用者サービスの低下を招いていないか。
(3) 収入増加のための方策は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の立地条件等の実情を理解しているか。
(4) 管理運営経費の設定は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費に無理はないか。
4 管理運営を安定して行う能力を有するものであること	
(1) 法人等の経営・財務状況は健全か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の貸借対象表及び収支決算書。
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(基本方針、人員配置、採用・研修計画等)は十分なものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、利用者の規模に合った職員体制か。 ・ 長期的な人材育成の視点にたった外部、内部研修を定期的に行うことができるか。 ・ 防犯・防災に対する体制が整っているか。
(3) 指定管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託業務の範囲は適正か。
(4) 芸術・文化活動の普及・支援に関する実績又は類似施設の管理運営実績を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設の実績又は芸術文化活動の実績を本施設の運営に活かすことができるか。